

休日・年末一時保育のご案内

休日・年末一時保育とは、休日や年末に保護者が働いている等の理由で、昼間に家庭で児童を保育できない(保育を必要とする)場合に、保護者に代わって保育する制度です。

利用対象者

- ◎ 台東区に住所のある児童であること。
- ◎ 利用年度の4月1日現在の満年齢が1歳以上、かつ就学前の児童であること。
- ◎ 心身ともに健康で年齢に応じた発達をしている児童であること。
- ◎ 該当する日に保護者全員が仕事等のためお子さんを保育できない(保育を必要とする)こと。

休日や年末に保護者全員が「保育を必要とする」場合に利用できます。
したがって、保護者の一方が保育可能な場合は対象となりません。

(1) 実施場所

保育園名	住所	電話番号
東上野保育園	〒110-0015 台東区東上野2丁目25-12	03 (3833) 9810

(2) 定員

50名 (1・2歳児は、6名のみ)

(3) 実施日

休日保育：日曜日、国民の祝日(1/1～1/3を除く)

年末保育：12月29日から12月31日

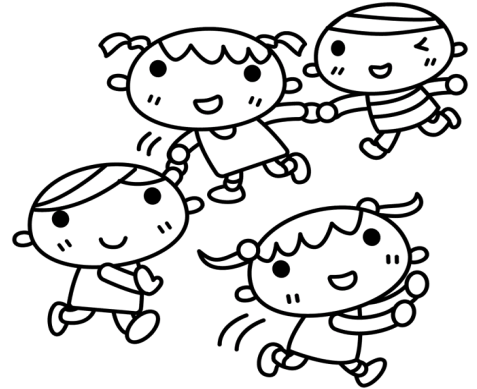
(4) 保育時間

全日：最大7時15分から18時15分

午前：最大7時15分から13時00分

午後：最大12時30分から18時15分

保護者の就労等の状況により、保育を必要とする時間が保育時間となります。



(5) 昼食・おやつ

お弁当や水筒、おやつを保護者にご用意していただきます。**給食はありません。**

- ◎ お弁当は、食中毒予防のため、当日の朝に火を通して調理したものをお持ちいただきます。
- ◎ 水筒の中身は、麦茶か白湯に限ります。
- ◎ おやつは、あめ、ガム、チョコレート、生菓子、棒付きの菓子以外のスナック菓子等を1回ごとに容器に入れて、お持ちいただきます。
- ◎ ミルクの対応(調乳)はできません。

(6) 保育料

休日保育：全日 2,000円 午前または午後のみ 1,000円

年末保育：全日 3,000円 午前または午後のみ 1,500円

- ◎ 利用日当日のキャンセル、無断欠席の場合は保育料がかかります。
- ◎ 保育料の支払は、月の初旬に前月分の保育料をまとめた納付書を、利用月ごとにお送りします。最寄りの金融機関等でお支払いください。
- ◎ 保育料は必ず期限までにお支払いください。保育料を支払わず滞納となる場合には、地方税の滞納処分の例により、滞納処分を行なうことがあります。

休日・年末一時保育の利用方法

休日保育は、1ヶ月ごとに申請が必要となります。また年末保育は、休日保育とは別に申請が必要です。

利用までの流れ	休日保育	年末保育
申請受付	希望月の前月 1日から25日まで	11月1日から12月15日まで
↓	* 申込締切日に区役所・園が休みの場合は、前日の開庁(園)日まで	
利用承認	利用の可否を文書にて通知します。	
↓	* 承認後の利用日の追加はできませんので、ご了承ください。	
保育の実施	利用月	12月29日から12月31日まで

(1) 受付場所

- ◎ 台東区役所 児童保育課 保育相談係
- ◎ 在園している保育園
(区営の保育園のみ。ただし、東上野乳児保育園、ことぶきこども園、たいとうこども園を除く。)

(2) 申請方法

申請受付の開始後、上記の受付場所に持参してください。

必要書類は、以下の通りです。

1. 児童お迎え票
2. 休日・年末一時保育申込書兼利用承認書
3. 休日・年末勤務証明書 (保護者全員分)
4. 利用同意書 (初回利用のみ)
5. 児童連絡票 (初回利用のみ)
6. お子さんの健康状況申告書 (初回利用で、認可保育園の申請・在園がない方のみ)
7. 預けるお子さまの母子手帳 (初回利用で、認可保育園の申請・在園がない方のみ)

キャンセルについて

利用日前日の17時15分までに必ずご連絡下さい。

ご連絡がない場合には、当日キャンセルまたは無断欠席となり、保育料が発生します。

※ 前日が閉庁(園)日の場合は、直近の開庁(園)日の17時15分までとなります。

また下記時間外の利用日前日の連絡については、当日キャンセル扱いとなります。

月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 8:30 ~ 17:15 台東区役所 児童保育課 保育相談係

土曜日、日曜日、祝日 9:30 ~ 17:15 東上野保育園

休日年末一時保育に関する問合せ

台東区教育委員会 児童保育課 保育相談係 (台東区役所6階⑧番窓口)

〒110-8615 台東区東上野 4-5-6

TEL : 5246-1234 FAX : 5246-1289